

安全保障理事会決議 2110 (2013)

2013年7月24日、安全保障理事会第7008回会合にて採択

安全保障理事会は、

イラクに関する安保理の全ての従前の決議、とりわけ 1500 (2003)、1546 (2004)、1557 (2004)、1619 (2005)、1700 (2006)、1770 (2007)、1830 (2008)、1883 (2009)、1936 (2010)、2001 (2011)、2061 (2012) およびイラクとクウェートの間の状況に関する決議 2107 (2013) を想起し、

イラクの独立、主権、統一および領土保全を再確認し、

イラクの国民、地域および国際社会にとってのイラクの安定と安全の重要性を強調し、

イラク政府に対し、民主主義と法の支配を強化すること、および治安と公の秩序を改善することそして同国中のテロと派閥の暴力と戦うことを奨励し、そして法の支配と人権尊重に基づく、安全な、安定した、連邦制の、統一されたそして民主的な国家を建設するその取組においてイラク国民と政府に対する安保理の支援をくり返し表明し、

うまくまとめられた政治的および安全上の取組を通して達成されたイラクにおける状況の改善を歓迎しそしてイラクにおける安全に対する課題がまだ存在していることおよび改善が、意味ある政治的対話および国内の統一を通して、持続されることが必要であることを強調し、

緊張を更に悪化させ得る声明や活動を行うことを自制し、資源の配分について包括的な解決に到達し、そして安定を確保するための政治過程と包括的な政治的対話に参加した国内で争われている国内の境界の公正で公平な解決を策定しそして国民の統一に向けて活動するイラクの全てのコミュニティの必要性を強調し、

民主的な諸機関を強化し、憲法に従った包括的な政治的対話と国民和解を前に進め、地域的な対話を助長し、争われている国内境界を解決するためイラク政府により受け入れ可能な過程を策定し、若者

および難民や国内避難民を含む脆弱な集団を助け、人権、ジェンダー平等、若者および脆弱な集団の保護を促進しそして司法および法的改革を促進するため、市民社会を含むイラク国民および政府に、助言し、支援しそして援助することにおける国際連合、とりわけ国際連合イラク支援ミッション（UNAMI）の重要性を再確認し、そしてこれらの目標を達成する市民社会を含むイラク国民および政府に対し助言、支援および援助を優先させている国際連合、とりわけ UNAMI の重要性を強調し、

イラク政府に対し、人権の促進および保護を続けること並びにその職務権限を実行することにおける人権独立高等委員会を支援するため追加的な措置をまた考慮することを促し、

女性の人権の促進と保護におけるイラク政府の取組を認識しまた女性、平和および安全に関する安保理諸決議 1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)、1960(2010) そして 2106 (2013) を再確認し、女性の完全な、平等なそして効果的な参加の必要性をくり返し表明し、社会組織の再確立において女性が果たし得る主要な役割を再確認しそしてその観点を考慮するため国内戦略の策定におけるものを含む、その十分な政治的参加の必要性を強調し、

イラク国民が立ち向かっている人道問題に対処することの重要性を強調し続けまた調整された対応を形作りそしてこれらの問題に対処する適切な資源を供給し続ける必要性を強調し、

イラク政府の主権を強調し、全ての当事者は、全ての実行可能な措置を講じることおよび子ども、女性および宗教的並びに民族的少数者集団の構成員を含む、影響を受けた文民の保護を確保するための様式を策定することを続けるべきでありまた難民および国内避難民の自発的な、安全な、尊厳のあるそして持続可能な帰還若しくは国内避難民の地域統合に資する条件を創り出すべきことを再確認し、国内避難民、難民および帰還者の救済のためのイラク政府の誓約と奨励している継続的取組を歓迎し、そしてこれらの問題に関して UNAMI と調整して、イラク政府に対し継続した助言と支援を提供することにおける、国際連合難民高等弁務官事務所の、その職務権限に基づく、重要な役割に留意し、

ジュネーブ条約およびハーグ規則を含む国際人道法に規定された関係者全てに対し、援助を必要としている全ての人々に人道支援要員による完全な妨害のないアクセスを許与することおよびその活動のためのあらゆる必要な施設を、可能な限り、利用可能とすること並びに人道支援要員および国際連合並びにその支援要員とその資産の治安、安全および移動の自由を促進することを促し、

イラクに現在存在している状況は、決議 661（1990）の採択時に存在していた状況と著しく異なっていることを認識し、そして決議 661（1990）の採択以前にイラクが有していたのと同等の国際的地位をイラクが達成することの重要性を更に認識し、

その包括的保障措置協定の追加議定書の批准を歓迎し、

国際連合職員の勇敢なそして疲れを知らない努力に対しイラクの全ての国際連合職員に対し深い感謝の念を表明し、そしてイラク担当事務総長特別代表、マーティン・コブラーの指導力を賞賛し、

1. 国際連合イラク支援ミッション（UNAMI）の職務権限を 2014 年 7 月 31 日まで延長することを決定する。

2. イラク政府の要請で、またイラク外務大臣発事務総長宛書簡（S/2013/430、添付文書）を考慮して、事務総長特別代表および UNAMI は、決議 2061（2012）に明記されたその職務権限を追求するものとした決議 2107（2013）の規定を想起することを更に決定する。

3. 国際連合要員の安全は、UNAMI がイラク国民の利益のためにその活動を実行することによって必要不可欠であることを認識しそしてイラク政府に対し、イラクにおける国際連合の駐留に対し安全と兵站的支援を提供し続けることを求める。

4. UNAMI に財政的、兵站的および安全上の資源を提供している加盟国の貢献およびその任務を遂行するのに必要な支援を歓迎しまた加盟国に対し、UNAMI に十分な資源と支援を提供し続けることを求める。

5. イラク政府により要請された場合には、12 か月あるいはそれより早く、UNAMI の職務権限を再検討する安保理の意図を表明する。

6. 事務総長に対し、UNAMI の全ての責任の遂行に向けて行われた進展について 4 か月毎に安保理に報告することを要請する。

7. この問題に引き続き取り組むことを決定する。